

奈良県文化会館公共施設等運営事業導入準備支援 業務委託仕様書

1：業務名

奈良県文化会館公共施設等運営事業導入準備支援業務委託

2：業務目的

現在、奈良県文化会館（以下、「文化会館」という。）は「地域ぐるみの音楽活動拠点」「ジュニアオーケストラの活動拠点」「Japan National Orchestra 株式会社との連携協定に基づく音楽活動の展開」などを背景として、「クラシック音楽を中心とした質の高い舞台芸術を鑑賞・創造・発信」の目的を実現するための改修を進めており、令和9年度にリニューアルオープンを予定している。

また県では過年度よりリニューアルオープン後の文化会館運営について、上記目的を実現するために最適な運営スキーム等の検討を進めており、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律117号）（以下、「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業（以下「コンセッション事業」という。）の導入を検討している。

本業務は上記目的実現のため、過年度までの検討内容を踏まえ、文化会館運営主体となる民間事業者の創意工夫及びノウハウ等が十分に発揮できる文化会館運営事業スキームの決定から、PFI法に基づく実施方針公表までに準備する必要がある関連書類の作成及び文化会館運営民間事業者選定審査会の組成等までの一連の支援を行うものとする。

3：履行期間

契約締結日から令和7年3月21日

「7：業務内容（9）導入準備支援業務中間報告書及び報告書の作成」のうち「①導入準備支援業務中間報告書の作成」については令和6年11月25日までにを行うこと。

4：履行場所

奈良県地域創造部文化振興課が指定する場所

5：準拠法令等

本業務の遂行に際しては、本仕様書によるほか、PFI法など、業務に関連する法令、条例、規程、要綱等に準拠するとともに、各種指針、ガイドライン、基準等についても適宜参考にするものとする。当該適用法令及び基準等（以下、「適用法令等」という。）は、各業務着手時の最新版を遵守するものとする。なお、業務実施中に適用法令等が改正された場合は改正後のものを遵守すること。

6：業務実施体制について

業務実施体制については、各業務の目的を十分に理解し、目的達成のために必要な人員を確保するとともに、県と密に連絡できる体制をとらなければならない。

なお、「7：業務内容」に記載する各業務の目的達成にあたっては、PFIアドバイザリー業務または導入可能性調査業務を含めた同業務の実績を有する者を業務責任者及び業務担当者（複数名配置する場合は代表担当者）とし、法務、財務及びその他必要となる分野の専門家からの支援を適宜受けられる体制をとること。なお、業務責任者及び業務担当者は、兼務することはできないものとする。

7：業務内容

上記「2：業務目的」達成のために以下の業務について実施する。

（1）前提条件の精査

以下「（2）事業スキーム（案）の検討」及び「（3）マーケットサウンディングの実施」に必要となる文化会館施設情報（立地、規模、利用者数、使用料、収支状況、改修内容、施設図面及びその他必要となる事項等）について貸与資料を参考に整理及び精査し、取りまとめること。

（2）事業スキーム（案）の検討

上記「2：業務目的」及び「（1）前提条件の精査」並びに貸与資料等を踏まえ、文化会館運営事業スキーム（案）にかかる以下項目について精査及び検討すること。

なお、精査及び検討に当たり、事業スキーム案が複数ある場合は比較検討を行うこととし、民間事業者の創意工夫及びノウハウ等が十分に発揮できることを念頭に検討等を行うこと。

(項目)

- ①運営業務内容（コンセッション事業・自主事業等）の精査
- ②運営事業手法の精査
- ③官民リスク分担の精査
- ④事業期間の精査
- ⑤事業収支の精査（施設利用料金等上限額、県財政負担額等の算定含む）
- ⑥支払いメカニズムの検討（プロフィットシェア/ロスシェア導入等検討含む）
- ⑦モニタリング体制の検討
- ⑧事業終了時の取扱いの検討
- ⑨事業継続困難時の措置の検討
- ⑩事業選定方法（公募型プロポーザル方式/総合評価一般競争入札等）の検討
- ⑪その他必要となる事項

(3) マーケットサウンディングの実施

「(1) 前提条件の精査」で精査した施設情報及び「(2) 事業スキームの検討」で作成した事業スキーム（案）に基づき、マーケットサウンディング用の資料を作成し、民間事業者（5者程度）の参画意向等の市場調査を実施すること。

なお、サウンディング実施民間事業者及び調査方法等については県と協議し、決定すること。

(4) 総合評価等の実施及び事業スキーム（案）の提案

マーケットサウンディングの結果を踏まえ、定量的評価（VFM）及び定性的評価を実施の上、総合評価を行い、事業スキーム（案）の提案を行うこと。

また、定性的評価を行うにあたっては地域への影響（施設利用者及び地域住民の利便性の向上の有無、文化会館の賑わい創出への効果等）等を踏まえ、適切な評価項目を設定すること。なお、評価項目を設定するに当たり、県と協議を行うこと。

(5) 今後想定される課題の整理及び解決案の提案

上記までの内容を踏まえ、今後想定される課題を整理するとともに当該課題に対する解決案を提案すること。

(6) 全体スケジュールの精査

別紙「奈良県文化会館公共施設等運営事業導入年度別想定スケジュール」を踏まえ、運営事業開始までの全体スケジュールを精査し、作成すること。

(7) 実施方針公表にかかる関連書類（案）等の作成

実施方針公表に向けて必要となる以下の関連書類（案）及び実施方針条例（案）の作成すること。なお、要求水準書（案）等の作成に当たり、民間事業者の創意工夫及びノウハウ等が十分に発揮できるよう、事業への参画について検討できる内容とすること。

（作成書類等）

- ①要求水準書（案）
- ②実施方針条例（案）
- ③実施方針（案）
- ④公共施設等運営権実施契約書（案）
- ⑤モニタリング基本計画（案）
- ⑥その他必要となる書類（案）

(8) 文化会館運営民間事業者選定審査会組成支援

文化会館運営民間事業者選定に向けて、令和7年度に外部有識者を交えた文化会館運営民間事業者選定審査会組成を予定している。同審査会組成に向けて、以下の項目について支援を行うこと。また、組成支援を行うに当たり、事業目的を十分に理解し、県と協議の上、実施すること。

（支援項目）

- ①文化会館運営事業者選定審査会体制検討
- ②文化会館運営民間事業者選定審査委員候補者選定
- ③文化会館運営民間事業者選定審査委員選定に関する資料作成
- ④文化会館運営民間事業者選定審査委員交渉支援

(9) 導入準備支援業務中間報告書及び報告書の作成

①導入準備支援業務中間報告書の作成

令和6年11月を目途に本業務の検討状況について可能な範囲内で中間報告書として作成するとともに、概要版を合わせて作成すること。概要版についてはA4サイズ2枚程度でまとめるとこと。

なお、中間報告書にはコンセッション事業の導入後の運営見通しについても盛り込む

こととし、見通しについては他の運営手法と比較すること。

②導入準備支援業務報告書の作成

中間報告書及び上記（１）から（６）までの内容について整理し、報告書を作成するとともに概要版を合わせて作成すること。概要版については A4 サイズ 4 枚程度でまとめること。合わせて令和 7 年度公募準備にかかる引き継ぎ事項についてもまとめること。

8：打合せ協議等

- ・受託者は、本業務の内容及び範囲について県と十分打ち合わせを行い、本業務の目的を達成すること。
- ・受託者は、本業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告するとともに、本業務に関する打合せにより協議、調整を行うこと。打合せの内容は随時記録し、県へ提出すること。
- ・打合せは、業務着手時、中間時 5 回、成果品納品時の計 7 回以上行うものとし、業務責任者が立ち会うものとする。
- ・業務中に発生する簡易な質疑応答等は打合せ回数に含まないものとするが、簡易な質疑応答であっても、業務内容の方向性等に影響する様な、質疑応答・指示等があった場合については、県と協議の上、議事録を作成し提出するものとする。また、打合せ方法については対面形式のほか、WEB 会議等でも可能とする。

9：貸与資料

- ①奈良県文化会館運営方針検討業務報告書
- ②奈良県文化会館整備工事実施設計図
- ③その他本業務に必要となる書類

※本業務貸与資料について、県が提供した資料は、毀損または逸失しないように丁寧に扱い、本業務の委託期間終了までに返却しなければならない。なお、「③その他本業務に必要となる書類」については県と協議の上、貸与する。

10：成果品

- ①導入準備支援業務中間報告書 2部
- ②導入準備支援業務中間報告書（概要版） 2部
- ③導入準備支援業務報告書 2部
- ④導入準備支援業務報告書（概要版） 2部
- ⑤実施方針公表にかかる関連書類（案） 2部
- ⑥事業者選定審査会組成支援に関する報告書 2部
- ⑦上記及びその他業務履行にあたり作成した資料等の電子データ ※

※原則、Microsoft Office のソフトウェアで作成することとし、図面や図表に係るデータの形式等については、県と協議すること。

11：著作権について

成果物については県別資料等へ使用することを想定しており、使用時には成果物の一部の加工等が想定されるため、成果物の著作権は県に帰属するものとする。著作権譲渡に関する経費は見積金額に含めること。また、受託者は成果物について第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

なお、成果物における各データの編集可否については県と協議の上、決定する。

12：その他

- ・本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合及び受託業務の細目については、県と受託者で協議の上、決定するものとする。
- ・本仕様書に記載のないものは県及び受託者の協議により定める。
- ・本業務に伴う必要な経費は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受託者の負担とする。
- ・受託者は、県から提供された情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物及び提供された情報をもとに作成された資料を含む。）及び業務上知り得た秘密を絶対に他人に漏らしてはならない。
- ・再委託（再々委託も含む）がある場合は、事前に再委託承認申請書を提出し、県の承認を得ること。

- ・本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公平性を確保して業務に当たること。
- ・本業務を受注しようとする者は、別記1「公契約条例に関する遵守事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。
- ・個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じ、別記2「情報セキュリティに係る特記事項」及び別記3「個人情報取扱特記事項」に記載する遵守事項を理解した上で受注すること。

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること

記

(認定・認証制度の適用)

第1 個人情報等を取り扱う場合、情報セキュリティ対策を確保すること

2 ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

(情報へのアクセス範囲等)

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策を確保すること

2 再委託先がISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得している場合はこれを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第7 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第8 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 受託者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は委託者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 受託者は、この契約による事務を処理するために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 委託者は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、受託者に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、受託者は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、委託者又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

【別紙】奈良県文化会館公共施設等運営事業導入年度別想定スケジュール

年度等	R6年度				R7年度			R8年度							R9年度								
	導入準備				公募準備			事業者選定	事業者選定・契約							開業準備							
	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月	2月	3月	4月～9月	10月～3月							
項目	導入支援業務 →				実施方針策定の見通し公表	★ 実施方針条例提出（議決）	実施方針等公表	意見募集 →	特定事業選定・公表	★ 運営事業債務負担行為（議決）	運営事業者募集公告	← 事業者選定	事業者決定・審査講評公表	基本協定締結	★ 運営権設定の議決	実施契約（※1）締結・公表	竣工	運営権登録	公共施設運営事業開始・届出	運営権設定・公表	利用料金届出	事業開始（開業準備） →	open（3月）
					選定審査会組成																		

上記スケジュールは令和6年6月末時点における奈良県文化会館へ公共施設等運営事業を導入する場合の想定スケジュールであり、今後の業務等により、変更する可能性があります。

★ 議会案件

※1：停止条件付き又は仮契約締結

備考：金融機関との直接協定は別途締結の可能性あり